

12 こどもを産む前からサポートが必要な母親へのサポートをするために取り組むこと(支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組)

長

この前※まで、こどもができるだけ家庭で育てられるようにするために、主に市町村によるサポートが充実していくようにするための取組について話し合ってきました

※11-(1)・11-(2)のことです

B

そうでしたね

長

さて、こどもができるだけ家庭で育てられるようにするために、もう1つ考えていることは、こどもを産む前からサポートが必要な母親へのサポートをするための取組を進めていくことになります

学

思いがけず妊娠したり、お金がなかったり、心に病気を持っていることなどの難しい問題を抱えながら妊娠して、こどもを産む母親がいますが、こうした母親や生まれてくるこどもをサポートするための取組ですね

長

そのとおりです

市

市町村でも妊娠した母親の家庭の訪問をしたり、こどもが生まれた後の母親やこどものケアなどをしたりしていますが、地域で妊娠した母親や生まれたこども全体に対する働きかけ(ポピュレーション・アプローチ)が中心です

12-1 支援を必要とする妊産婦等への支援

新しい計画における基本的な考え方(計画の理念)を具体的なものにしていくに当たっては、サポートを必要とするこどもや家庭に対するサポートを進めていくための取組が必要です。

しかし、こどもが生まれる前から困難を抱えているような家庭や特に母親については、妊娠期からのサポートが重要になります。

こどもの家庭養育優先原則やパーマネンシー保障の観点からも、思いがけない妊娠や、経済的な困難、精神的な課題など、生活に困難を抱えたまま妊娠・出産を迎え、その後、出産したこどもを育てられなくなり、生まれたこどもが施設等に預けられていくということがなくなるような努力をしていく必要があると考えています。

そのためには、こうした出産の前から支援が必要な困難を抱えた妊婦(特定妊婦)とこうした母親から生まれてくるこどもが、親子で一緒に生活していけるように、または、母親の意向も踏まえて必要な場合は、特別養子縁組(15-(3)において説明します)にこどもをつなぐために、母親に寄り添いながら妊娠期から継続的にサポートしていくことが必要となってきます。

令和4年の児童福祉法改正により、生活に困難を抱える特定妊婦等に一時的な住まいや食事を提供し、出産後の子育てに関する支援や医療機関などとの連携を行う事業である「妊産婦等生活援助事業」が法律上の事業として位置づけられました。

長野県では、これまでも「にんしん SOS ながの」により、思いがけない妊娠をした方や出産後の生活に不安を抱えた方たちからの相談を受けサポートしてきましたが、令和6年4月から、こうしたサポートをさらに進めるため、「妊産婦等生活援助事業」として居場所の提供等の支援を開始しました。

今後も、こうした妊産婦等生活援助事業が、できるだけ困難な問題を抱えた妊産婦の身近なところで実施されるための取組等を進めていく必要があると考えています。

用語解説	特定妊婦
・ 児童福祉法において、「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」と定義されている妊婦のこと。(第6条の3第5項)	
・ 特定妊婦は、要保護児童対策地域協議会(192ページの「用語解説」参照)におけるケース検討や支援の対象にもなっている。	
・ 特定妊婦となる背景としては、望まない妊娠、経済不安や生活困窮、若年での妊娠、虐待やDV、知的障がいや精神障がいなどが挙げられる。	
・ 市町村においては、妊娠届の際などにこうした背景を把握し、保健師による家庭訪問や病院への受診同行等の支援が行われている。	

町

それはそれで大事なことなのですが、
先ほど学者さんが言ったような、難しい問題を抱えた母親や子どもひとりひとりに対するサポートが十分できているとはいえないように思います

長

こうした問題を抱えた母親や子どもをさらにサポートするため、
令和4年に法律(児童福祉法)の改正が行われて、ひとりひとりに合ったサポートを行うための事業(妊産婦等生活援助事業)がつけられました

里

長野県としても、こうした事業を進めていく必要があるということですね

長

長野県では令和6年度から、困難を抱えた母親や生まれてくる子どもひとりひとりに合ったサポートを行うための取組(妊産婦等生活援助事業)を1か所で始めていますが、この取組をさらに広げたいと考えています

施

こうした取組によって困難な問題を抱えた母親から生まれた子どもであっても、親子が家庭で生活できるようなサポートをしていきたいということですね

長

そのとおりです

里

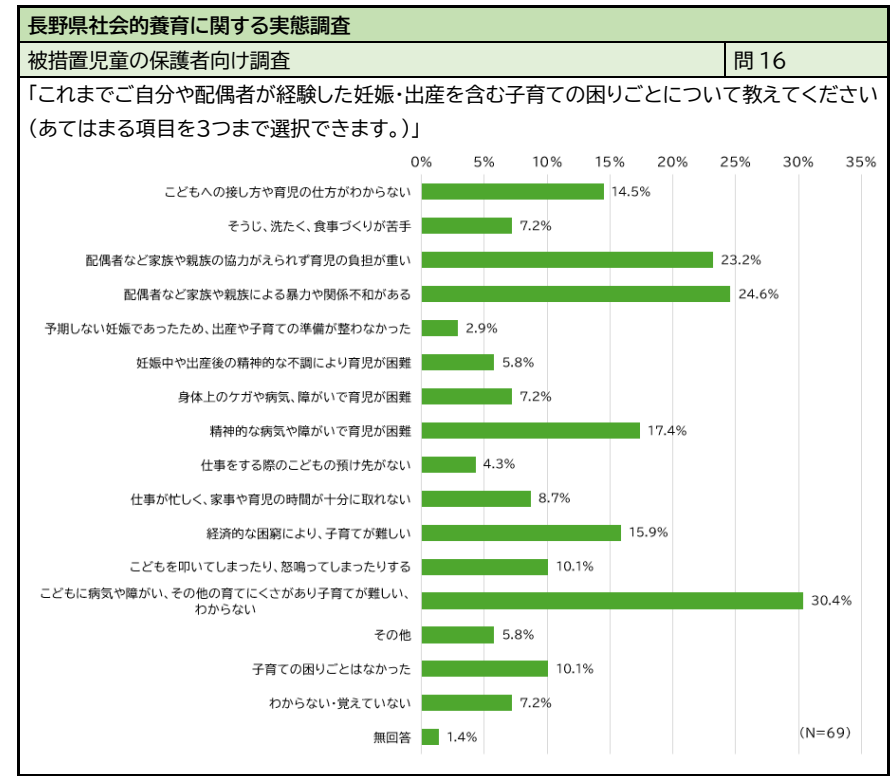
問題を抱えた母親や子どもひとりひとりに合ったサポートを行うための取組について、現在の計画では、何か取り組んできたのですか？

長

令和4年に法律が変わる前の計画だったこともあって、
具体的な取組については決めていませんでした
また、特にチェックするものについても、決めていませんでした

12-2 「長野県社会的養育に関する実態調査」の結果から

令和6年6月から7月に行った「長野県社会的養育に関する実態調査」では、以下のアンケートを行いました。



今回のアンケート調査で回答があった被措置児童の保護者のうち、「予期しない(思いがけない)妊娠であったため、出産や子育ての準備が整わなかった」と回答した保護者が 2.9%、「妊娠中や出産後の精神的な不調により育児が困難」と回答した保護者が 5.8%いました。

ほかの回答と比べ、割合は高いものであるとはいえませんが、一定数の被措置児童の保護者が妊娠期から子育てに向けた困りごとを抱えてきたということがわかってきました。

こうした結果からも、子どもを産む前からサポートが必要な母親へのサポートが求められていると考えています。

町

ところで、現在の計画にはないかもしれませんが、長野県では、思いがけずに妊娠した女性などの相談を受けてサポートするために「にんしん SOS ながの」で電話やメールなどの相談を受けてきましたね？

長

はい

平成 31 年 3 月から始めましたが、いろいろな理由で、妊娠したこと（妊娠したかもしれないこと）を周りの人に言えない、受け止められない、生活が苦しいことなどで、こどもを産むことや生まれるこどもを育てることが難しいといった人の相談を受け、サポートしてきました

学

先ほど話に出た、困難を抱えた母親や生まれてくるこどものひとりひとりに合わせたサポートを行うための取組（妊産婦等生活援助事業）では、こうした相談に加えて、しばらくの間生活できる場所を用意したり、そうした場所でこどもを産むための準備などのサポートや、こどもが生まれた後の生活に向けたサポートをしたりするといったことができるようになります

市

不安や問題を抱えて妊娠している人であっても、できるだけ安心してこどもを産んで、その後もいっしょに親子が生活できるようなサポートを充実させていく必要がありますね

長

そのとおりです

C

まだ、妊娠や出産といったことに、はっきりとしたイメージが持てませんが、新しい計画では、どのようなことに取り組もうとしているのですか？

12-3 現在の計画における取組-

現在の計画では、支援を必要とする妊産婦等の支援について、具体的な取組を定めていません。

12-4 現在の計画における指標(目標値)

現在の計画では、評価指標と目標値を定めていません。

用語解説	にんしん SOS ながの
	・長野県が開設している、思いがけない妊娠に悩む方のための相談窓口 ・平成 31 年 3 月に開設（うへだみなみ乳児院への業務委託） ・様々な事情で、病院に行くことができない、妊婦健診を受けられない、妊娠が受け入れられないといった気持ちを持つ女性をサポートして、受診同行のほか、家族関係の調整、市町村の保健や福祉支援へのつなぎ（母親の意向により特別養子縁組へのつなぎ）などの支援を行っている。 ・24 時間・365 日、電話や SNS 等で相談を受け、福祉や保健・医療を専門とする女性スタッフが対応している ・令和 5 年度は、322 件（対前年度比 115.8%）の相談を受けて、必要な支援を行った

長

もしかしたら、こどものみなさんにはまだ先のことで、イメージしにくいところもあるかもしれませんが、主に次のようなことを考えています

【新しい計画で取り組みたいこと】

- 「にんしん SOS ながの」を知ってもらい、相談やサポートを続けること
- 困難を抱えた母親や生まれてくるこどものひとりひとりに合わせたサポートを行うための取組を行う妊産婦等生活援助事業所を増やすこと

町

妊産婦等生活援助事業所も増やそうとしているんですね

長

長野県は広いので、できるだけこうした人たちが生活しているエリアごとに事業所を置いて、サポートが必要な人に負担をかけず、手厚いサポートができるかたちにしていきたいと考えています

弁

それでは、具体的にはどのような目標を考えていますか？

長

このような目標を考えています

【目標にしたいもの】

- 県内の各エリア(4エリア)内に妊産婦等生活援助事業所が置かれる
- 県内の妊産婦等生活援助事業所を4か所にする

学

「妊産婦等生活援助事業」について、長野県では、すでに取組が始まっていますが、それがさらに広がっていくとよいですね

12-5 新しい計画における取組

支援を必要とする妊産婦等の支援に向けて、今回の新しい計画では、以下の取組を進めていきます。

- ① 「にんしん SOS ながの」による相談支援(妊産婦等生活援助事業による支援を含む)
 - 引き続き、いろいろな事情で、病院に行くことができない、妊婦健診を受けられない、妊娠を受け止めることが難しいといった気持ちを持つ女性の相談窓口となる「にんしん SOS ながの」を設置し、SNS等を活用して積極的に周知しつつ、相談者へのサポートを行う
 - 妊婦の意向等に応じて、児童相談所や民間あっせん機関等との連携を図り、特別養子縁組の制度の活用を図る
- ② エリアごとの妊産婦等生活援助事業所の設置と事業所のネットワーク化
 - 各エリアにおいて「妊産婦等生活援助事業」の担い手となり得る事業者を掘り起こし、妊産婦等生活援助事業所設置に向けた取組をサポートする
 - 事業所のネットワーク化を図り、先行する事業所が持つノウハウの共有等を通じて、県内の援助内容の均質化を図る
- ③ 助産の実施や助産制度の周知等
 - 市町村及び「にんしん SOS ながの」や妊産婦等生活援助事業所による助産制度の周知
 - 研修会の開催等により、経済的な問題を抱える妊婦に対して、出産に係る費用を援助する助産の実施を促進
- ④ 市町村や福祉事務所との連携
 - 市町村こども家庭センターや妊産婦等生活援助事業所が把握した特定妊婦等のサポートについて、研修会等の開催により、福祉事務所や児童相談所、母子生活支援施設等を含めた関係機関の連携を強化

用語解説	助産
・ 児童福祉法に基づき、保健上の必要があるにもかかわらず、経済的理由(生活保護世帯・住民税非課税世帯等)により医療機関で入院・出産できない妊産婦を対象に、出産費用を助成するもの(第22条) ・ 助産を受けるには、福祉事務所(長野県内では市役所又は県の保健福祉事務所)に申込みをした上で、助産施設として認可された医療機関に入院することが必要となる	

そうしていきたいと考えています

それでは、今回の話し合いもまとまってきたと思いますので、
いつものように新しい計画での主な取組と目標を整理させていただきます

【新しい計画での主な取組】

- 「にんしん SOS ながの」のことを知ってもらい、相談の受付やサポートを続けること
- 県内に「妊産婦等生活援助事業所」を増やすこと

【主な目標】

- 県内の各エリア(4エリア)内に妊産婦等生活援助事業所が置かれる
- 県内の妊産婦等生活援助事業所を4か所にする

弁

よいのではないですか

ありがとうございます

施

妊娠することや子どもを産むことは、こどものみなさんのなかには、まだイメージが持てない人もいるかもしれませんが、こどものみなさんにはどういったところを見て(感じて)いってもらいましょうか？

そうですね

こういったところを見て(感じて)いってもらえるとよいと思います

長

長

長

長

12-6 新しい計画における取組を進めるために必要な資源等

上記に掲げた取組を進めていくに当たっては、次のような資源等を整備していく必要があります。

必要となる資源等	資源の必要量
「にんしん SOS ながの」による相談窓口	実施を継続
妊産婦等生活援助事業の実施箇所数	4エリアごとに1か所
助産施設の設置数	県内において助産が可能な状態
特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数	各年度1回以上

12-7 新しい計画における資源等の整備目標

上記に掲げた取組を進めるに当たって、以下の資源等の整備目標を設定します。

整備すべき資源等	令和 6年度 現状	令和 7年度 目標	令和 8年度 目標	令和 9年度 目標	令和 10年度 目標	令和 11年度 目標
「にんしん SOS ながの」による相談窓口	実施	実施				
妊産婦等生活援助事業の実施箇所数	1	1	1	2	3	4
助産施設の設置数	18※	県内において助産が可能な数				
特定妊婦等への支援に関係する職員等への研修の実施回数	2回	各年度1回以上				

※令和6年5月1日時点(休止中の施設を除く)

なお、助産については、産科を扱う医療機関での実施が必要となりますが、産科の設置については地域の医療体制に関わる事項であり、今回の新しい計画における検討事項の範疇を超えるものと考えます。

したがって、県内において助産が実施されることは必要と考えていますが、本計画においては、県内の産科医療体制の状況を注視することにとどめ、助産施設の設置数については具体的な目標数値を設定しません。

【こどものみなさんへ】

- あなたが、もし将来、妊娠してこどもを産むこと(こどもが生まれること)に不安を持つようなことがあったとき、あなたをサポートしてくれる「妊産婦等生活援助事業所」が近くにありますか？
- もしかしたら「いま」はよくわからないかもしれませんが、1年後、2年後・・・5年後・・・の「いま」はどうですか？

弁

「いま」不安や問題を抱えながら妊娠している人もいますので、できるだけ早く、こうした人たちをサポートできるところが増えていくとよいですね

長

そのようにしていきたいと思います

長

さて、ここまでは主に「こどもができるだけ家庭で育てられるようにするための取組」について話し合ってきました

○

そうですね

長

次回からは、テーマが大きく変わって、何らかの理由で家庭から離れて生活するこどもや、そうしたこどもの親に対するサポートについて話し合っていくことになります

B

先は長そうですが、自分たちのためにも頑張らないといけませんね

長

ありがとうございます
まだまだ話し合いが続いていきますが、よろしくお願いします

12-8 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組の評価指標

長野県において、支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組がどの程度進んでいるかを評価するに当たり、目標等は定めませんが、以下の指標も設定し、評価していきます。

評価指標
特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の受講者数
妊産婦等生活援助事業所が市町村要保護児童対策地域協議会に参画している市町村数
助産施設の設置数
助産の実施数